

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|---|---|------|
| <p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部局 国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> | <p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部局 国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設をいう。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> | |

附 則(平成30年4月1日規程第12号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。